

令和2年第2回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和2年4月24日 午前10:00

○散 会 午前10:53

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鐙 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

5番 鈴木 斌次郎

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	税 務 課 長 沼 田 和 也
健康推進課長 石 井 幸 子	産 業 課 長 佐々木 涉
社会福祉課長 筒 井 弥 生	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二 議会事務局次長 鈴木 学



令和2年第2回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和2年4月24日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について（令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号））

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第30号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、5番鈴木斌次郎議員より、所用により欠席の届け出がありましたのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日、令和2年第2回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、3月定例会以降の本市における新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

4月7日、政府は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に発令しました。これに伴い、4月8日に、これまでの対策本部を格上げする形で、特措法に基づいた潟上市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置致しました。対策本部では、これまで20回の会議を開催し、市民の皆様への感染予防の周知活動の強化をはじめ、小・中学校の臨時休校や公共施設の休館の取り扱い、市内で感染症が発生した場合を想定した様々な対応方針等について、協議・検討しております。

4月16日、政府は、新たに本県を含む40道府県の全域を対象に、5月6日までを期限として、特措法に基づく緊急事態宣言を発令しました。これを受け、秋田県では、4月17日に緊急事態措置として、県外や海外からの移動の自粛や不要不急の外出の自粛など6項目にわたり対策を講じることとし、県内市町村には、住民への周知等を強化するよう緊急依頼がありました。また、秋田県教育委員会から市町村教育委員会に対しては、学校の臨時休業措置等について要請がありました。これを受け、本市では、4月22日から5月6日までを臨時休業とし、公民館や図書館などの社会教育施設等についても休館と致しました。さらに秋田県では、4月21日に、緊急事態の追加措置として休業要請する施設等が公表されました。これを受け、本市では、これまで休館を決定している施設に加えて、天王グリーンランド内の天王温泉くららとその周辺施設、ブルーメッセあきた、プラザの湯を、4月25日から5月6日まで休館とすることに致しました。

本市ではこれまで、感染症予防のための啓発活動として、防災無線をはじめ、自治会を通じたチラシの配布等を行っております。緊急事態宣言発令後には、私が直接市民の皆様への感染防止の呼びかけが必要と考え、市長メッセージとしてホームページに掲載するとともに、各自治会へ感染症予防対策をまとめた緊急連絡と併せて送付するなど、啓発活動に努めております。さらに、市役所庁舎内の感染予防対策として、1階窓口カウンターにアクリル板の設置を計画しております。また、待合室の椅子の間隔を広げたり、感染を広げる危険性のあるトイレのハンドドライヤーの使用を禁止するなど、様々な対策を講じております。今後も市民の安全・安心と健康を守るため、感染予防対策を徹底するとともに、必要な対策については、国・県の動向も見定めながらスピード感をもって対応してまいります。

次に、国の緊急経済対策への対応について申し上げます。

国の緊急経済対策を迅速かつ的確に処理するための庁内体制の整備として、総務課内に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室を4月20日に職員5名体制で設置致しました。担当する業務は、主に1人10万円を給付する特別定額給付金、仮称ではございますが、支給事務や各種相談対応であり、1階市民ホールに事務室を設置しております。今後、国の緊急経済対策関連予算に係る本市での補正予算の対応については、国会で関係予算の成立後、速やかに臨時議会を開催し、ご審議いただく予定としております。

次に、本日の提出案件の概要について申し上げます。

令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号）につきましては、特別交付税の確定により、令和2年3月30日付けで専決処分したものであります。また、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、潟上市市税条例等と潟上市国民健康保険税条例の一部改正を同日付けで専決処分したことから、議会の承認を求めるものであります。

次に、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、雇用の維持や事業の継続が困難となる企業や事業者が増加する傾向にあります。また、当面の生活資金に困られている方もまた今後増加することが見込まれます。このため、その支援策として、秋田県経営安定資金の利子補給及び困窮者対策に取り組むための関係予算を計上しています。さらに、現在、新型コロナウイルス感染症に対する不安が広がり、人と人とのつながりも希薄になりがちです。このようなときだからこそ、市民の助け合いの輪を広げつつ、マスク不

足にも対応するための事業の関係予算を計上しており、本臨時会で審議をお願いするものであります。

この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番戸田俊樹議員、3番菅原理恵子議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号））】

○議長（西村 武） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について（令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第2回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年3月30日 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお願い致します。

令和元年度潟上市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,098万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4,067万8,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

10款1項1目地方交付税は3,098万2,000円の追加で、特別交付税でございます。交付決定額と予算計上済み額の差額を計上するもので、令和元年度の特別交付税額は、4億3,098万2,000円でございます。

歳出予算について申し上げます。

2款1項17目基金費は3,098万2,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。

令和元年度末の財政調整基金の残高は、15億7,803万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。

はじめてのことなので、質疑は自席において着席して行ってください。また、マイクに近づきすぎますと音割れもしますので、その点ご注意ください。

それでは、これから質疑を行います。どなたか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）】

○議長（西村 武） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認について（潟上市市税条例



等の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長(菅原 剛) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月24日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年3月31日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の2ページから58ページに条例の新旧対照表を添付しております。

それでは、改正及び専決理由並びに主な改正内容について申し上げます。

改正及び専決理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に一部施行されることから、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しでございます。すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、新たに「ひとり親控除」を創設するものでございます。

この「ひとり親控除」につきましては、従来までの特別寡婦、これは対象は女性のみになります。それに男性の寡夫、一部の女性の寡婦及び対象外であった未婚のひとり親を包括するものでございます。また同時に、「ひとり親控除」の対象とならない寡婦、これは女性で扶養する子どもがいない方になります。これの控除を見直しし、所得制限を設けるものでございます。

2つ目は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応で、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者、これは相続人等になり

ます。に氏名・住所等必要な事項を申告させることができるもの及び使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことを可能にするものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 固定資産税のことについて伺いたいと思います。

所有者が亡くなって、その財産を引き継ぐ方がまず5人とか4人とかいた場合に、所有者に限らず、私とその固定資産税を支払うということで申し出た場合には、使用者を所有者にしなくともというふうなことも考えられますけれども、そこら辺はどうなりますか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 12番藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

ご質問の趣旨は、その相続人が複数いる場合に、申し出があった方、その中から誰に課税できるのかというようなことになろうかと思えますけれども、現在でも相続人複数いらっしゃる場合には、その代表の方ということで現在課税をさせていただいております。これについては、この後も相続人の間でその協議が整ったものであれば、それに応じた課税の仕方をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番よろしいですか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今回の処置というのは、相続人がしっかりまだ登記が終わってなくてまだお互いに協議が整わない場合には、使用者が所有者として課税をその方にするというふうなことで理解してもよろしいんですか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えします。

ええ、お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今回の改正案によって、寡婦の件についてでありますけれども、男性のひとり親とか未婚の母も含むという説明でございましたけれども、人数にして大体どのくらいの方がこの新しく対象になられますか。お願いします。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 11番伊藤議員のただいまのご質問にお答え致します。

すべてを把握しておるわけではございませんが、婚姻歴のないひとり親につきましては、今年度の2月時点で21人ということで把握してございます。ただ、この方々全員が対象になるかと申しますと、所得制限もございますので、この後所得が確定してからということになりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（西村 武） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の18ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年3月31日 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の60ページから64ページに条例の新旧対照表を添付しております。

それでは、改正及び専決理由並びに主な改正内容について申し上げます。

改正及び専決理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、国民健康保険税の医療分の課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護分の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改めるものでございます。これに伴い、令和元年度をベースとして試算したところ、109万円の増収となっております。

2つ目は、国民健康保険税の低所得者世帯の軽減措置の拡大でございます。現在、低所得者世帯に対し、法定軽減として、世帯の所得額に応じて平等割額と均等割額を7割、5割、2割の軽減をしておりますが、そのうち、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減については「51万円」から「52万円」に改めるものでございます。

なお、令和元年度をベースとして試算したところ、新規2割軽減世帯が5世帯増、新規5割軽減世帯が9世帯増となっており、影響額は約47万円の減額となっております。

また、この財源につきましては、保険基盤安定繰入金で全額補てんされるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第6、議案第30号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

て】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第30号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題と致します。

議案第30号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の21ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第30号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年4月24日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第30号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3,021万6,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表債務負担行為について申し上げます。

秋田県経営安定資金危機関連枠利子補給は、期間が令和3年度から令和4年度までで、限度額は1,018万4,000円でございます。

なお、今年度の利子補給費補助金については、歳出予算に計上してございます。

5ページをお願い致します。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算を計上するものでございます。

歳入予算について申し上げます。

19款1項1目繰越金は1,121万6,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

歳出予算について申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費は150万円の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増加し、潟上市社会福祉協議会で実施している「たすけあい資金」の貸付が増加傾向にあるため、その貸付原資として150万円を補てんするものでございます。

4款1項2目予防費は150万円の追加で、個人または団体等が作成した手づくりマス

クを市内の子ども園や小・中学校等に寄附する場合、その材料費分を助成するものでございます。

7款1項1目商工振興費は821万6,000円の追加で、秋田県経営安定資金危機関連枠の融資を受けた場合に、借り入れから2年間の利子を市が全額補助するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） 衛生費の中の予防費なんですけれども、手づくりマスクを作る際に材料費を補てんするというふうなことで伺いましたが、材料費だけなのでしょうか。それから、これ今、手を挙げてる団体とか個人とかそういうふうな今の状況はどうなのでしょうか、伺います。
- 議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。
- 福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回のマスクの作成に対する助成でございますけれども、これはボランティアということをお願いを申し上げたいということで、材料費のみの助成ということを考えてございます。

また、今現在そういった団体等があるのかということでございますけれども、この事業が進めるに当たりまして、4月1日にさかのぼって実施したいというふうに考えてございますので、先ほど新聞等でも報道がございましたが、東湖小学校等にマスクを寄附された天王の老人クラブ等がございましたので、そういったものにも材料費相当を助成したいというふうに考えてございます。

以上です。

- 議長（西村 武） いいですか。ほかにございませぬか。3番菅原理恵子議員。
- 3番（菅原理恵子） 商工費、秋田県経営安定資金危機関連枠利子の件なんですけれども、これもう少し詳細について教えていただきたいと思っております。
- 議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。
- 産業建設部長（櫻庭春樹） 3番菅原議員の質問にお答え致します。

秋田県経営安定資金危機関連枠利子補給でございますが、この資金につきましては、秋田県の補給金でございます。まして、潟上市としましては、この金額の融資実行額を8億円という形で考えております。この間2年間の利子補給を1,840万円と見ておりまして、

その分全額2年間分を助成するものでございます。この8億円と想定した理由につきましては、リーマンショック後において、潟上市の中小企業振興融資枠を8億円としたこと。それに基づきまして8億円と想定しております。

また、現在49件の、融資の申し込みではなくて、潟上市の方から認定を受ける必要がございますので、この資金は、その認定者、4月17日現在では49件ほど見えております。その中で、本年4月までの融資予想額といいますか、それを6億円と見ております。で、5月には5,000万円と見ております。で、6月から翌年3月までの期間につきまして、10カ月間につきましては、月1,500万円を金融機関が貸付実行したケースを想定しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） いいですか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 確か無利子という形でこれを計上してると思うんですけども、昨夜なんですけれども、ある方から電話いただき、県の方は無利子でお借りすることができたんですけども、市内の金融機関に申し込みに行ったら、1.005%というような形で利子を取ると言われたそうなんですけれども、この違いというか、それを説明していただきたいなと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 利率については、この秋田県の危機関連枠を借りた場合は1.15%の利率が掛かるわけなんですけれども、その部分につきまして、潟上市としましては2年間全額1.15%を助成するというふうなことでございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） そうしますと、認定していただければ2年間助成するという形を考えてるということでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） この資金は10年間償還でございます。据え置きが2年償還でございますので、その据え置き期間の2年間につきまして無利子ということで考えております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） たすけあい資金の件なんですけれども、150万円の予算を計上してお

りますけれども、これあれですか、一個人の限度額と、そして何人分ぐらいの増加を見込んでの補正かどうか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この貸付資金、たすけあい資金につきましては、貸付の上限額が5万円というふうになってございます。今回150万円の補正でございましてけれども、これについては30人分ということで予定をしております。

以上です。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございせんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 先ほど4款の予防費のところについて、新型コロナウイルス感染症対策マスクづくりのところに再度ちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、こちらの150万円という額を制定された基準について、まずはお答えいただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず150万円の根拠でございましてけれども、マスク1枚につきまして150円以内ということで単価を設定してございまして、1万枚ということで根拠としております。

以上でございまして。

○議長（西村 武） よろしいですか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 150円以内で1万枚を想定ということでご説明ありまして、ほかのですね、今行政でわかっていることで、町なんですけれども、鹿児島県の薩摩町というところ参考例に挙げると、こちらは町レベルで200万円を一般会計補正予算に計上されているんですが、人口はちなみに2万500人ぐらいのところなんです。潟上市は今、現3万2,000人ぐらいですので、人口の対象としましてもちょっと、もしやるのであれば潟上はちょっと市のレベルでは低いんじゃないかなという感じがしましたので、このような質問をさせていただいたんですが、こちらについてはもう150万円で決定でよろしいですね。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。



○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1万枚の根拠でございますけれども、当市におきましては、子ども園、それから小・中学校、それから障がい者とか高齢者の介護施設、こういったところに配布をしたいというふうに考えてございますので、とりあえず目標としましては1万枚の150万円ということで実施したいというふうに考えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 関連することなんですけども、確かに今、コロナウイルスのマスクづくり150万円出しました。しかし、このコロナウイルスの被害というのはどこまで続くかわからない状況にある状況だと思います。ですので、これで終わるのか。この後、この1万枚で終わりになるのか。その後、もう少し拡大していくのか。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま小林議員がおっしゃられましたように、このコロナウイルスの感染症がいつ終息するのかということがなかなか想定しづらい部分でございますので、当面の間はこの150万円で、各個人の方々から、それからサークル等、様々な方からボランティアとしてマスクづくりをご協力をお願いしようと思っておりますけれども、その後ですね、もし市販のマスク等が十分に行き渡るようになった場合ということも想定されますし、またそれ以上にコロナの影響が長引くということも考えられますので、そういった場合はその時々状況に応じまして、もし今回のマスクだけでは当然足りないということもありますので、そういった場合はさらに追加の補正ということも視野に入れているというふうな状況でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） 7款の商工振興費のところなんですけども、先ほどリーマン時と同等の8億円を想定しているというお考えだったんですけども、これなぜリーマンを参考にされたのか、その基準を教えてください。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 4番瓜生議員にお答え致します。

そのいわゆるリーマン時をなぜ参考にされたかということですが、今このような経済危機に陥っているわけですが、直近の経済危機というのがリーマンショックということだったので、そちらを参考にさせていただきました。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。肌感覚で申し上げて非常に申しわけないんですけども、リーマンのときと比べると、このコロナウイルスは先も見えず、現状でもかなりの部分の経済悪化な状態になっていると思います。今後、こういったものがさらに影響が広がった場合なんですけど、これって何かプラス追加の経済対策等考えられておりますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 4番瓜生議員にお答え致します。

確かに先が見えないような状態でございます。今後も国のその経済対策の事業もございます。今後情勢の変化がどのようになるかわかりませんので、その場合は、融資額等の変動があった場合におきましては追加のお願いをする場合もございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございせんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 先ほど来、利子補てんの議論されておりますが、今回、先を見通せない、終息がね、その中でいろいろマスクとか出てきていますが、緊急事態宣言がもうされた。市長が冒頭でね、会議20回やった。回数が評価できるのか、できないのか別としても、中身のある実効性のある会議やってないといけないよということもまず申し上げたいと思いますし、秋田県が30万円出すと、協力金としてね。で、今日の新聞見ますと、秋田市が20万円と、合わせて50万円とかと。単体の基礎的自治体がそういう形で手を打ってきてます。これはもう古今東西ね、若干の差はありますが、そこで、今回提案された議案ではないんだけど、コロナ対策という観点の大きくくりでちょっと、答えれる範囲で答えていただきたいと思います。潟上市としては少なくとも5月6日までは休みと、あらゆるものがね、そういうふうな状態が今冒頭に市長から発言があったわけですが、この先、例えば10万円の国民当たりの配布だとか、そのスピード感の対応、どういうふうに考えてるのか。当然この段階になりますと、恐らく準備はしてるでしょう。それをやはりもう少し具体的に発信をして、潟上市民に安心感を与える、これはもう喫緊の重要な課題じゃないかなと。遅い早いやはりその自治体の作業の仕

方とか取り組み姿勢によってかなり差異があると、既に言われてますので、大変恐縮ですけれども、この後、国の措置によって臨時議会と言うけれども、ある程度発信しておくことによって、目処も見えてくるし、市民も頑張りがきくということにつながってくるだろうというふうに思います。この10万円の件の対応、それからもう一つは、秋田市あたりがやってる部分、潟上は全くゼロなのか。状況が厳しくなってきた場合は、まあ財政等との相談もあるでしょう。まさに財政調整基金もかなり細くなってきましたし、どういうふうな形で財源確保するのか。今回の国の措置費の中でやるのか等々も、既にある程度は目処を立てておかなきゃならない私は状況だと、そして懸案だというふうに思いますので、大変恐縮ですけれども、産業建設部長云々じゃなくして、市長がね、ガバナンスとしてどういうふうな、今現時点において判断なり方向性をもってるのか。できる範囲で結構ですから明確にお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 関連質問だな。まあ予算とはあまり関係ないような質問。答えることができますか。

○13番（堀井克見） できないとなればできないでいいですから。

○議長（西村 武） じゃあ、どなたか。藤原市長。

○市長（藤原一成） 議長の方からお許しいただきましたのでお答え申し上げたいと思います。

給付金のスピード感ということで、我々は今もう内々には、内々には準備は始めております。これは決して議会軽視ということではなくて、市民の方々にいち早くそういうものを給付できる体制を、我々として可能な限り整えているということでございます。で、我々としましては、見込みとしては5月中旬にはそういったものを開始したいというふうなことで、下の、先ほど申し上げた対策室の方を中心にして準備を進めております。ですので、市民の皆様におかれましては、安心して、この件に関しては安心していただいていいと思っております。

それから、協力金の話でございます。一部自治体、秋田県内の自治体からもそういったものがあり、今般秋田市がというようなことで、今朝報道の方にもありました。我々としても、これはもう、これも内々には検討を私の方から指示はしております。

ただ、ひとつ議員の皆様と一緒に考えたいことがございます。このコロナウイルスの感染症対策は、当たり前のことですが、潟上市一市の問題ではありません。秋田県一県の問題でもありません。日本国一国の問題でもありません。それが意味不公平感

があったら、それはやはり国民、県民、市民の不満に私はつながっていくだろうと思っています。ですので、あそこの市でやったからこっちの市では何万円というようなことを、私はあまりそこはどうなんだろうかというような思いも実はあります。ある意味私は、国が一定の基準を定めて、協力金であればこういったものに給付する。少なくとも秋田県であれば、秋田県内のこういった事業者に対してはこのぐらいのものを給付するというのが、私はこの感染症対策を国民、県民、市民が心を一つにして乗り越えていくためには必要なことではないかと思っています。少なくとも私に聞こえてくるものも、SNSの中で様々な不安があり、そして、あたかも感染した方や医療従事者に対して、とても残念なコメントまで発信されていることがあります。それは、市民、県民、国民が不安である証左であろうと思います。その不安をあおるような、あるいは不公平感を募らせるような施策は、私は市長である限り打てない。ですので、その際には、ここにいらっしゃる18人の市民を代表する方々と議論をしていきながら、スピード感をもって政策決定してまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） ありがとうございます。今、この時点で答えられるぎりぎりの線かなということで納得致しました。

一番最後に市長が申し上げましたけれども、世界全体の問題ですから、まさに対応するにあたって不公平感が出てきますと逆反応になりますので、それは私も全く同感ですので、それはまあ、まず第一義的に大事なことだなというふうに思います。併せて、先ほど事業者等々のレートの問題等も先ほど議論されましたけれども、やはりその対象者と考えられる方々にきちっとやはり行政も寄り添ってね、寄り添うことによって不安もある程度解消されますし、寄り添う姿勢というものを、まあ長引くということが専門家が言ってますのでね、そうだとすれば、ますます寄り添ってきちっと懇切丁寧な行政同士の受け答えをする、向き合うということが1点。それから、今市長がはからずもおっしゃいましたけれども、すべてにおいてやはり大変な状態ですから、スピード感をもって個々に対応していくと、この点を重ねてお願い申し上げますと私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程はすべて議了致しましたので、これをもちまして令和2年第2回潟上市議会臨時会を閉会と致します。

本日はどうもご苦勞様でございました。

---

午前10時53分 閉会

## 署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 菅 原 理恵子